

平成14年度第6回岐阜県事業評価監視委員会議事概要書

平成14年9月9日(月)
13:30~16:30
全県総連厚生会館(5階大会議室)

【委員会審議の状況】



開会の挨拶 (鈴木経営管理部工事検査課長)

議 事

- 1 議事概要書署名委員の指名
 - ・委員長より、岡田悠子委員、小寺喜太郎委員、森川幸江委員を署名委員として指名。

- 2 再評価実施個所の詳細説明及び審議
 - (1) 道路事業
 - ・再評価箇所 公共道路改築事業
(一般国道418号(丸山バイパス))
 - ・説明者 田中光司道路建設課長

<審議内容>

- Q) 歩道が計画されているが、一ヶ月に歩行者はどの程度見込んでいるのか。
A) 散在した集落がある区間は、歩行者の利用を想定しています。
丸山バイパス沿線に人家が約350戸程度あります。
- Q) 排水は計画されているのか。
A) 資料の横断図では省略して記載されていますが、排水についても計画はあります。
- Q) 歩行者は一ヶ月に20人程度だと思いが、それでも歩道は必要なのか。
A) 明らかに歩行者の利用が無い区間は設置しないが、利用が予想される区間については、設置することとしています。

意見) できるだけ安く設置できる方法を検討してほしい。

- Q) 二期工区は規格等の検討を行うのか。
A) 歩道の見直し、設計速度の見直し等、経費節減に向けて検討を進めてまいります。
- Q) 八百津から恵那間では、計画道路と現道において走行時間はどの程度短くなるのか。
A) 現道は通行不能であるので、美濃加茂市と恵那市間で国道19号、21号を経由した場合との比較となるが、時間にして10分程度短縮され、距離は、51kmから41kmになり、10km程度短縮されます。

<審議結果>

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針の案を了承

する。

(2) 農業農村整備事業

・再評価箇所 県営中山間地域農村活性化総合整備事業
(南吉城地区)

・説明者 多田信幸農山村政策課長

<審議内容>

Q) 営農飲雑用水とは上水道とは何が違うのですか。

A) 営農飲雑用水とは営農用水、飲用水、雑用水の3つであり、営農用水は、農業機械洗浄水等、飲用水は生活用水、雑用水は防火用水、融用水等となっています。

また、101人以上の給水対象者がいる場合には水道法が適用されます。

この場所は3地区で給水対象者が788人であり、各町村とも給水対象者が101人以上となっておりますので水道法に準拠した設備としております。

Q) 水源は渇水期でも大丈夫なところですか。

A) 地元の長年の生活の中で渇水しないところを選んでおり、3地区とも伏流水を使用しております。

Q) 節減効果についてこの地区の中で顕著であるものを一つ教えてください。

A) 営農規模を拡大することにより営農経費節減が図られます。この地区では農地開発で11.6haの農地を造成します。

Q) 受信設備は活性化施設にも設置されているのですか。

A) 屋外に拡張子局設備が35局あり、個別に家庭には受信設備が3794箇所設置されております。活性化施設に設置されているかはわかりません。

意見) 屋外では豪雨の時など聞こえにくいことがある。

Q) 活性化施設の維持管理はどのようにしているのでしょうか。

A) 全て地元の町村に引き継ぎます。所有者も町村となります。

個別の施設は地元の組合等に委託することもあります、原則町村です。

<審議結果>

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針の案を了承する。

・再評価箇所 県営中山間地域農村活性化総合整備事業
(中濃北部地区)

・説明者 多田信幸農山村政策課長

<審議内容>

Q) 他の同事業と比較して、効果分析が良いがその理由は何か。

A) 用排水路、農道整備、ほ場整備等、それぞれの項目で計算していますが、この事業では、農道整備による効果が高くその結果効果分析値を押し上げています。

Q) 農道整備によって、生産性が向上するということか。

A) そうです。

Q) 現地調査の時は、「和紙の里」の駐車場に車がなかったが、利用状況はどうか、また、その隣に建設中の活性化施設はどう考えているのか。

A) 「和紙の里」は、観光客の誘致を考えたものです。

この事業の大きな目的は、後継者の育成であり、美濃和紙の指導者育成、後継者の指導のための施設として計画しています。

Q) 現地には芝生広場が整備されていたが雑草が多く、管理されていない感じだったが完成後はどう考えているのか。

A) 完成後は、市町村に引き渡すこととなりますが、適正化法の関係もあり、台帳等を作成し指導を行っています。

Q) 生態系保存施設には、環境の担当課が関わるができるのか。

A) 例えば、動植物保全施設では、動物の通過を遮断しない施設、保育施設ではホタルブロック等の施設を設置していますが、いろいろな部署において事業を行っています。

Q) 生態系は河川、魚類、自然環境など大きな問題なので、関係する担当課や研究所等が関わって管理することが重要なのではないか。

A) わかりました。

意見) 用水路を整備したが、利水者が減ったという話もある。

3~4年先の将来は見通して無駄な事業とならないように事業を計画する必要がある。

意見) 美濃和紙は岐阜県を代表する産業であり、それを継続するための整備は必要だと思ふ。

<審議結果>

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針の案を了承する。

・再評価箇所 県営中山間地域農村活性化総合整備事業
(奥飛騨地区)

・説明者 多田信幸農山村政策課長

<審議内容>

Q) 県営中山間地域活性化総合整備事業は国庫補助事業ですか。

A) はい。国の補助率が55%、あとは県が30%、地元が15%の負担となっております。

Q) 過疎化になっている所に農村公園等を整備して利用者があるか心配なのですが。

A) 農村公園付近に直売施設、肉製品加工施設等をつくることにより地域の活性化を図ることとしております。また町の単独費を含めて20億円程度の事業費であります。

Q) 写真の活性化施設は何に利用されるのですか。

A) この地区の活性化施設の利用は伝統文化の練習・伝承の場、特産品加工の研究を行うところです。

Q) 活性化施設はどの位の規模ですか。

A) 規模は2箇所とも110㎡程度の床面積のものとなっております。

Q) 公民館等の施設があると、どちらかの施設が使われなくなることがあるのですが、この施設の利用状況等は把握しているのですか。

A) 平成13年度に平瀬の活性化施設で67回、1600人、双六の活性化施設で76回、1794人の利用がありました。

<審議結果>

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針の案を了承する。

・再評価箇所 県営中山間地域農村活性化総合整備事業
(上矢作東部地区)

・説明者 多田信幸農山村政策課長

<審議内容>

質疑なし

<審議結果>

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針の案を了承する。

3 審議内容とりまとめ

本日審議した再評価箇所5件については、事業主体の対応方針の案を了承する。

【道路事業】

「公共道路改築事業：一般国道418号(丸山バイパス)」 … 継続

【農業農村整備事業】

「県営中山間地域農村活性化総合整備事業：南古城地区」 … 継続

「県営中山間地域農村活性化総合整備事業：中濃北部地区」 … 継続

「県営中山間地域農村活性化総合整備事業：奥飛騨地区」 … 継続

「県営中山間地域農村活性化総合整備事業：上矢作東部地区」 … 継続

閉会の挨拶 (安田経営管理部建設評価指導室長)